

商品概要説明書

ジャックス保証新リフォームローン

(2025 年 6 月 2 日現在)

商品名	新リフォームローン
ご利用いただける方	【共通要件】 ①安定・継続した収入のある方 ②当 J A 指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方 ③その他当 J A が定める条件を満たしている方 【一般型】 ④お借入申込時の年齢が満 18 歳以上お借入時の年齢が 74 歳以下であり、最終償還時の年齢が満 79 歳以下の方 【空き家等解体型】 ⑤お借入申込時の年齢が満 18 歳以上お借入時の年齢が 65 歳以下であり、最終償還時の年齢が満 75 歳以下の方 ⑥対象物件が次の方の所有物件であること ・ 本人 ・ 配偶者 ・ 本人または配偶者の親 ・ 本人または配偶者の祖父母 ・ 本人または配偶者の曾祖父母 ・ 本人または配偶者の叔父、叔母、（伯父、伯母） ・ 本人または配偶者の兄、弟、姉、妹 ・ 本人の子 ※ 当該物件の所有者が本人以外の場合には、所有者の「同意書」が必要となります。
資金使途	【一般型】 ①住宅の増改築資金およびバリアフリー工事資金 ②住宅の設備機器および介護機器購入資金 ③外構工事資金（植樹・造園資金を含みます。） ④自己の所有するアパートのリフォーム資金 ⑤太陽光発電システム、エコキュート等環境配慮型設備購入および付帯工事資金 ⑥10kw 以上 50kw 未満の産業用太陽光発電システム購入および付帯工事資金 ⑦その他、J A が認めるリフォーム関連資金（耐震強化工事資金等） ⑧上記①～⑦のリフォーム資金とリフォームローンのお借換えを合わせた資金 ⑨上記①～⑦のリフォーム資金と住宅ローンのお借換えを合わせた資金

資金使途	(お借入れ中の住宅ローンのご返済実績が5年以上あることが条件となります。) ⑩リフォームローンのお借換資金 ⑪上記①～⑨の資金と同時に家電、家具を購入するための資金 ⑫全国農業協同組合連合会長野県本部が指定した業者が施工する太陽光発電システムの設置・導入資金 ⑬上記⑫と併せて行う改装・補修資金 【空き家等解体型】(事業性、転売目的の場合はご利用できません) ⑭空き家の解体にかかる資金 ⑮空き家解体後の駐車場等の造成にかかる資金や、土地の有効活用に係る各種設備資金 ⑯空き家を賃貸するための改築・改修資金 ⑰空き家の防災・防犯上の設備対策資金
借入金額	【一般型】 ○10万円以上1,500万円以下とし、1万円単位とします。 ○自営業者の方については1,000万円以下とします。 ○お借換資金のみの場合は、現在お借入れ中のローンの残存一括償還額を上限とします。 ○資金使途が上記⑪の場合、家電、家具を購入するための資金の上限は50万円とします。 【空き家等解体型】 ○10万円以上500万円以下とし、1万円単位とします。
借入期間	【一般型】 ○6か月以上15年以内とし、1か月単位とします。 ○お借換資金のみの場合は、現在お借入れ中のローンの残存償還期間を上限とします。 【空き家等解体型】 ○6か月以上10年以内とし、1か月単位とします。
借入利率	【変動金利型】 ○お借入れ後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JAの定める短期プライムレート)により年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当JA融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式)のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内となります。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(㈱ジャックス)の保証をご利用いただきます

	ので、原則として保証人は不要です。 ※保証機関の審査、お借入れの条件によっては、保証人が必要となる場合があります。												
保証料	○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は一般型、全農提携型年 0.80%、空き家等解体型年 1.00%とします。												
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済（保険）掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td><td>J A 所定利率</td></tr> </table> ※詳しくは当 J A の融資窓口までお問い合わせください。	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	J A 所定利率	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A 所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率	がん保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率	団体信用生命共済（ワイド）	J A 所定利率
団体信用生命共済（保険）名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	J A 所定利率												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A 所定利率												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率												
がん保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率												
団体信用生命共済（ワイド）	J A 所定利率												
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に J A 所定の利率が加算されます。 ※詳しくは当 J A の融資窓口までお問い合わせください。												
手数料	○お借入に際しては、当 J A 所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当 J A 所定の手数料が必要となります。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署^{（注）}にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署^{（注）}または J A バンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）												

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

長野県 J A バンク